

令和4年4月1日からの共同研究等における間接経費率について（改定）

（1）間接経費割合の引き上げについて

共同研究等における直接経費に対する間接経費の負担割合を次のとおり引き上げます。

改定前：直接経費の15% → 改定後：直接経費の30%

◎直接経費はこれまで同様、共同研究費等の遂行に必要となる額を拠出願います。

※直接経費には、研究料（派遣共同研究員の受け入れに要する経費）も含めた費用に対して間接経費率を乗じます。



（2）改定の適用対象について

令和4年4月1日（基準日）以降に契約する共同研究等

※既に契約済みのもの（複数年契約含）や研究費の増額を伴わない変更契約 → 適用対象外（旧率）

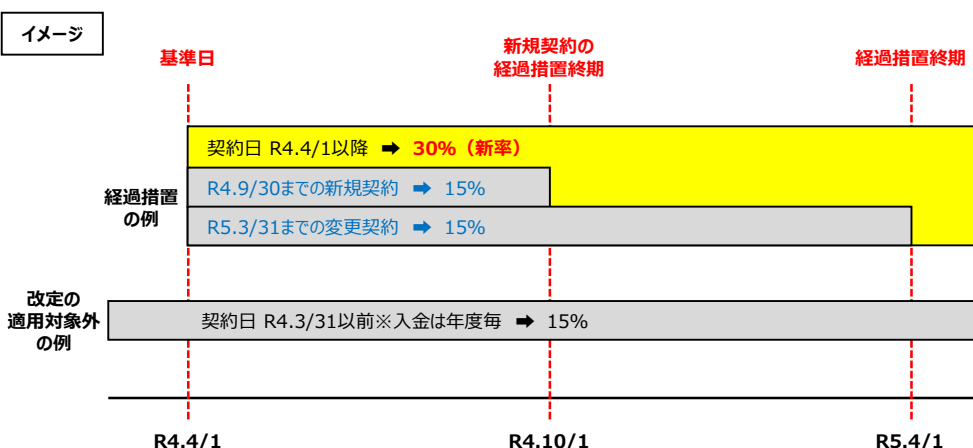
※上記以外で、令和4年4月1日以降の増額の変更契約 → 増額部分のみ適用対象（新率）

【経過措置】

イメージ

基準日以降においても、新規契約、変更契約それぞれに経過措置期間を設け、旧率を適用可とします。

但し、本改定の趣旨をご理解いただき、原則として基準日以降の新率でのご負担をお願い申し上げます。



本件に関するお問い合わせ先（事務担当）

公立大学法人大阪 事務局 学術研究支援部研究推進課

（中百舌鳥キャンパス）電話：072-254-9686

（杉本キャンパス）電話：06-6605-3614